

指摘事項

通所介護・地域密着型通所介護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

「1号事業要綱」

鳥取市第1号事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（令和3年4月1日施行）

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（平成24年12月21日鳥取市条例第45号）

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

◎根拠条文

「処遇改善通知」

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について(老発0621第1号令和4年6月21日)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

「老認発0319第3号」

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆管理者

■管理者が長期間不在となっていたため、管理者が長期間不在となる場合は速やかに後任の管理者に変更を行うこと。（条例第100条、第1号事業要綱第47条、地域密着条例第60条の4）

管理者は専らその職務に従事する常勤の者を配置する必要があります。
ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。

- ①当該指定（地域密着型）通所介護事業所の（地域密着型）通所介護従業者としての職務に従事する場合
- ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

☆重要事項説明書

■重要事項説明書について、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。（条例第113条において準用する第8条、1号事業要綱第63条において準用する第8条第1項、地域密着条例第60条の20において準用する第10条）

提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載もれが多く見られました。
定期的に重要事項説明書の記載内容を確認し、最新の情報に更新してください。

☆事故発生時の対応

■宿泊サービス中の事故について、事故報告書が提出されていなかった。利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、鳥取市介護保険事故報告事務取扱要領に従って速やかに鳥取市へ報告を行うこと。（条例第111条、第1号事業要綱第57条、地域密着条例第60条の18）

☆内容及び手続の説明及び同意

■通所介護計画書（第1号通所サービス計画、地域密着型通所介護計画）については、利用者本人に説明・交付すること。（条例第105条、第1号事業要綱第60条、地域密着条例第60条の10）

通所介護計画等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならず、また当該計画を利用者に交付しなければなりません。

☆勤務体制の確保

■従業者の資質向上のために、研修の機会を確保すること。（条例第107条第3項、1号事業要綱第52条第3項、地域密着条例第60条の13）

当該事業所の介護従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。

また、当該事業所の事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません（令和6年3月31日までは努力義務）。

☆非常災害対策

■非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。（市条例第109条、1号事業要綱第54条、地域密着条例第60条の15）

■消防計画に基づいた避難訓練を定期的を実施すること。また、消火・避難訓練の実施の際は、地域住民との連携に努めること。（市条例第109条、1号事業要綱第54条、地域密着条例第60条の15）

☆事業所規模区分

■事業所規模区分について、平均利用延人員数の計算に当たっては、事業所規模による区分の取扱い（平成12年3月1日老企第36号第2の7(4)）に沿って計算すること。（老企第36号第2の7(4)）

☆中重度ケア体制加算

■中重度者ケア体制加算について、サービス提供時間を通じて専従の看護職員を配置していない日に算定を行っていたものがあったため、該当する日について過誤調整し、その結果を指導監査室に報告すること。
(大臣基準告示第15号ハ、大臣基準告示第51号の3ハ)

■中重度者ケア体制加算について、サービス提供時間を通じて専従する看護職員の配置が必要だが、機能訓練指導員と兼務していたため、自主点検を行い、必要に応じて過誤調整を行うこと。また、自主点検の結果及び関係する保険者について指導監査室に報告すること。(老企第36号第2の7(9)、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2(9))

☆個別機能訓練加算

■個別機能訓練加算Ⅰについて、個別機能訓練の実施時間を記録すること。また、機能訓練指導員は連携が認められておらず、委託した看護師によって実施された個別機能訓練については当該加算の対象外であるため、当該加算算定開始時から遡って自主点検を行い、必要に応じて過誤調整し、その結果について指導監査室へ報告すること。（老企第36号第2の7（11）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2（11））

個別機能訓練加算Ⅰを算定する場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者にも周知されている必要があります。

☆個別機能訓練加算

■個別機能訓練加算Ⅰ口について、必要な人員を満たしていない日において算定しているものがあつたため、過誤調整を行うこと。（老企第36号第2の7(11)、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2（11））

個別機能訓練加算Ⅰ口を算定する場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定（地域密着型）通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者にも周知されている必要があります。

☆個別機能訓練加算

■個別機能訓練加算Ⅰイ及びロについて、利用者又はその家族に個別機能訓練計画の内容及び進展状況を説明した事についても記録すること。
(老企第36号第2の7(11)、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2(11))

個別機能訓練実施後は、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行う必要があります。

☆栄養改善加算・口腔機能向上加算

■栄養ケア計画及び口腔機能改善管理指導計画について、利用者又はその家族に同意を得ること。（老企第36号第2の7（16）及び（18）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2（16）及び（18））

（地域密着型）通所介護においては、栄養ケア計画及び口腔機能改善管理指導計画について、それらに相当する内容を（地域密着型）通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもってそれぞれの計画の作成に代えることができます。

☆サービス提供体制強化加算

■サービス提供体制強化加算Ⅰについて、算定の根拠となる職員の有資格者の割合のわかる書類を整備しておくこと。（老企第36号第2の7（24）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2（25））

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。

☆同一建物減算

■同一建物居住者に対して、送迎減算を算定していたため、同一建物減算を算定するよう改めること。また、過去の算定について過誤調整を要すか保険者と協議し対応すること。（老企第36号第2の7（20）及び（21）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の3の2（19））

ここでいう「同一建物」とは、当該指定（地域密着型）通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定（地域密着型）通所介護がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。

☆ 処遇改善加算

■ 処遇改善加算Ⅰに係る賃金改善に関する計画の周知方法について、全職員に確実に周知できる方法に改めること。（処遇改善通知3(1)②）

■ 処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰにおいて定める介護職員任用の際の職位、職責、職務内容等については、それに応じた賃金体系についても速やかに明文化すること。（処遇改善通知 3(1)②（キャリアパス要件Ⅰ）イ、ロ、ハ）

（キャリアパス要件Ⅰ）次のイ、ロ及びハを満たすこと。

イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

☆ 処遇改善加算

■ 処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅱについて、介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換を行い、研修機会の提供又は技術指導等を実施するための計画、資質向上のための計画に沿って策定すること。
(処遇改善通知3(1)② (キャリアパス要件Ⅰ) イ)

(キャリアパス要件Ⅱ) 次のイ及びロを満たすこと。

- イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
 - 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

☆運動器機能向上加算

■運動器機能向上加算について、おおむね3か月程度で達成可能な長期目標及び長期目標を達成するための概ね1か月程度で達成可能な短期目標を設定すること。また、モニタリング及び事後アセスメントについては、目標の達成状況についても行うこと。事後アセスメント結果を介護予防支援事業者に報告を行った際は、継続の可否及びその意見の記録を行うこと。（老認発0319第3号 第2の3(3)）

☆内容及び手続の説明及び同意 (療養通所介護)

■サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者ごとに定めた緊急時等の対応策について記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。(地域密着条例第60条の29)

指定療養通所介護事業者は、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定療養通所介護事業所の運営規定の概要、従業者等の勤務体制、緊急時対応医療機関との連絡体制、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定療養通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければなりません。

☆安全・サービス提供管理委員会 (療養通所介護)

- 安全・サービス提供管理委員会について、定期的に開催すること。
(地域密着条例第60条の38)

指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上本委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければなりません。
また、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければなりません。